



皆野町けんこう大使 み~な

就職・退職、引っ越しなど、身の回りの手続きで慌ただしいと思いますが、ご自身が加入されている医療保険の確認も忘れないでください。全てのかたがいずれかの医療保険に加入しなければならないことになっています(国民皆保険制度)。

国保では、職場の健康保険などとは異なり、加入するときも脱退するときも、届出を各自の責任で行わなければなりません。

転職や退職などで、どの保険にも加入していないというかたは、すみやかに国保に届出をしましょう。

■就職したかた

職場の健康保険に加入したかたは、すみやかに国保資格を喪失する手続きが必要です。

※就職日から国保の保険証を使用することはできません。

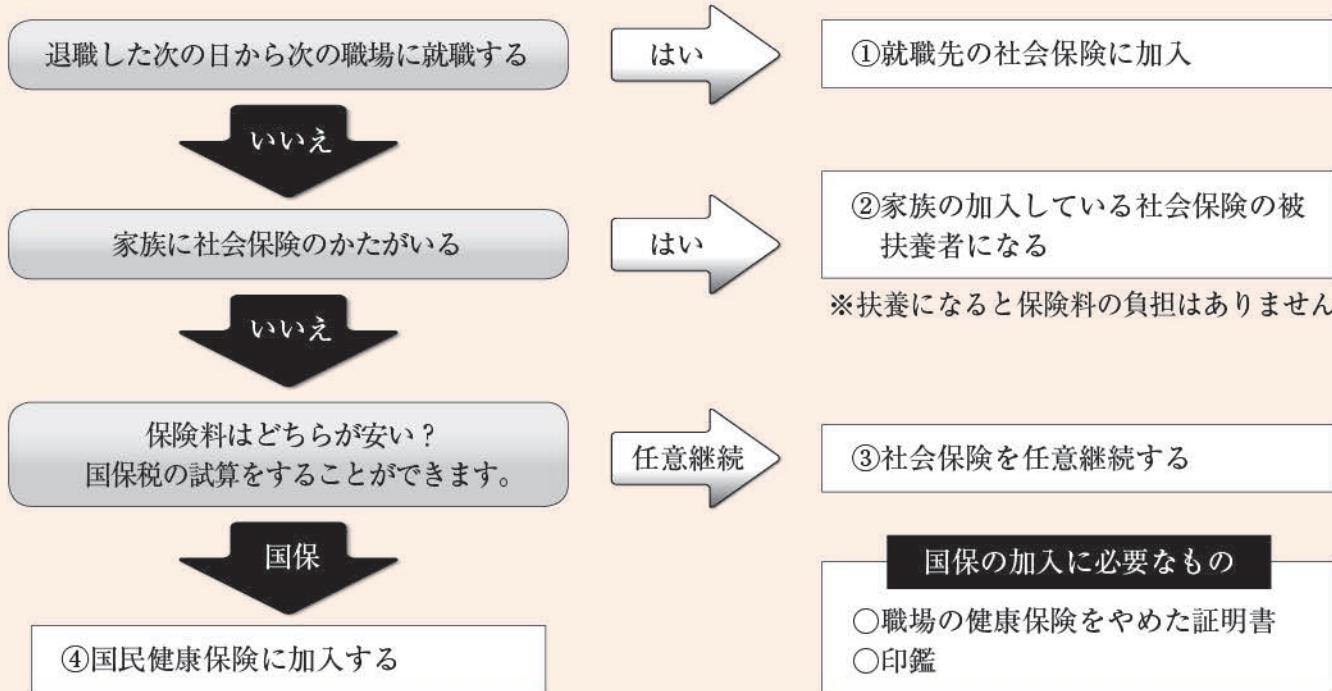
(新しい保険証が出来るまでに医療機関などを受診する場合は、職場から資格証明書または仮の保険証の交付を受けて使いましょう。)

手続きに必要なもの

- 社会保険の保険証
- 国保の保険証(返却)
- 印鑑

■退職するかた

退職する場合の健康保険は、下のチャートで確認しましょう。



■引っ越しするかた

新しく町外に住み始める場合、転出の手続きが必要です。

転出証明書の交付を受けた後、国保の手続きを行います。

転出日から新しい住所の国保に加入します。

手続きに必要なもの

- 国保の保険証(返却)
- 印鑑